

1963年3月8日(第7回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時25分~午後5時37分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	9番	安里安明	10番	又吉正弘
11番	石川繁	12番	大川昇	13番	伊佐真得
14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌	16番	宮里敏行
17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助	19番	武島行男
20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 生田英正

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明者として出席したものは、
次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 具屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢山安一
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義。 書記 照屋毅。 伊佐正義。

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第10号、請負契約を結ぶことについて。

日程第2. 決議案第2号、議員の本土派遣について。

日程第3. 諒問第1号、宣野湾都市計画街路決定について。

日程第4. 諒問第2号、宣野湾都市計画市街地計画区域決定について。

- 議定第5. 訪問第3号、宣野湾都市計画用途地域決定について。
- 議程第6. 訪問第4号、宣野湾都市計画交通広場決定について。
- 議程第7. 訪問第5号、宣野湾都市計画停留所決定について。
- 議程第8. 訪問第6号、宣野湾都市計画自動車駐車場決定について。
- 議程第9. 訪問第7号、宣野湾都市計画排水路決定について。
- 議程第10. 訪問第8号、宣野湾都市計画中央卸売市場決定について。
- 議程第11. 訪問第9号、宣野湾都市計画埋立区域決定について。
- 議程第12. 訪問第10号、宣野湾都市計画土地区画整理区域決定について。
- 議程第13. 訪問第11号、宣野湾市行政区画設置規程の設定について。
- 議程第14. 陳情第2号、行政区画設置善処方陳情について。

7. 会議の頃末

議長～出席17名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より（第7回目）の会議を開きます。
(午前10時25分)

議長～議程第1. 議案第10号、請負契約を結ぶことについてを上程致します
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はプリントにあるとおりであります。
場所はサックスの前から普天間のハウチングの前の北側の排水がどうも
うまく行かないので、周辺が迷惑又町の美化からもよくないので、今
の度政府の補助によつて工事をやるようになつておりますので、提案し
てあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求める。

建設課長～では私から一応入札の結果を御説明申し上げます。
入札に参加した者は、16社であります。山城13,000\$、いと数12,98
0\$、平良11,900\$、大浜11,890\$、平安山12,000\$、新垣12,100\$、
浜田12,000\$、仲宗根12,100\$、池端12,100\$、比嘉11,850\$、仲村11
935\$、王那覇13,000\$、多和田11,950\$、伊佐13,492\$、新垣12,000\$、
その内予定価格内に入つたのが、比嘉義雄11,850\$でこの人を落札者に
なつております。
工事の内容については、松村組あとあんきようがありますが、そこか

らサックスの前の排水コンクリート工事であります。

ふたは打込みで、長さは 531.70 米、これは場所によつてこう配の関係で排水の幅は違いますが、平均して上幅が 1.09 米、下幅が 0.95 米、大きい所になると 1.60 米の所もあります。

16 番～契約の相手方の信頼度について、おわかりの範囲を御説明願います。

建設課長～入札前に建設事務所に伺いまして、適當な業者を指名推薦してもらいたいと依頼して、向うからの推薦であります。比嘉氏は本市では工事を施行したことはありませんが、他においては建設業・農地関係の工事をやつて、良い成績を残しているようであります。

18 番～場所は松村組の事務所前から天満ビルの前までか。

建設課長～レインボーや前の通りからサックスの前の交叉する処まであります。

18 番～全額政府補助であるのか、又民政府補助であるのか。

建設課長～政府補助であります。

18 番～市の負担すべきものもありますか。

建設課長～はい。あります。

18 番～15,850 币の内、市負担はいくらか。

建設課長～2割が市負担であります。

3 番～これは排水施設となつておりますが、道路を完備する上には、是非排水が必要で、未だ設計書も見てないが、排水構の道路に対する位置、歩道等も是非必要だと思う。

議 長～暫休憩致します（午前 10 時 37 分）

議 長～再開致します（午前 10 時 45 分）

1 番～都市計画によりますと、30 号線が拡張されることになつておりますが本排水を造ることによつて将来支障はないかどうか。

建設課長～ハウチング側に拡張する計画であります。

議 長～本案に対する質疑も大体つきましたと思ひますが、質疑を打切つて良いか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

* 討論を求めます。

19番～該排水路は多年から普天間開放地の住民が雨期の度ごとにしん水し、非常に困っておりますので、早急に施行すべきものであると思ひますので原案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議長～では議案第10号、請負契約を結ぶことについてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、議案第10号、請負契約を結ぶことについてを全会一致でもつて、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します(午前10時50分)

議長～午前10時55分)

議長～只今配布致しました決議案第2号を日程に追加するかどうかお決り致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、決議案第2号議員の本土派遣についてを、日程第2に追加することに致します。

議長～日程第2.決議案第2号、議員の本土派遣についてを議題と致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の御説明を求めます。

16番～本土研修については、いわゆる市昇格以来、今後大きな執行という問題

もあり、又未端行政の改変等もあり、これを理想の線までもつて行くには、どうしても先進地の本土議会並びに市制をつぶさに見て来ると云うことが大きな成果を上げることが出来るんではないかと云う意味で提案してあります。又派遣先の件につきましても、立前からは、本土の都道府県のことと云うように示めすべきであると思いますが、この問題は派遣人員とも関連致しますし、研修目標とも関連致しますので、人員も決定してから行先地、日程等も具体的に打合せて、後日公表したいと考えておりますので、宜しく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します（午前11時）

議長～（幕開致します 午前11時15分）

議長～質疑省略の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め質疑を省略することに致します。

議長～討論を求めます。

18番～本決議案に対しては、提案者からも説明がありましたように、都市計画機構改革、未端行政のありかた等も先進地である所の本土をつぶさに見て研修すると云うことは是非必要だと思いますので、原案に賛成致します。

議長～外にありませんか、なければ討論を切りたいと思います。

（異議なしと認ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を打ち切ることに致します。

議長～では決議案第2号議員の本土派遣についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、議員の本土派遣についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します（午前11時20分）

議長～再開致します（午前11時59分）

議長～質問第3号、宜野湾都市計画街路決定について。

質問第4号、宜野湾都市計画市街地計画区域決定について。

質問第5号、宜野湾都市計画附途地域決定について。

質問第6号、宜野湾都市計画交通広場決定について。

質問第7号、宜野湾都市計画停留所決定について。

質問第8号、宜野湾都市計画自動車駐車場決定について。

質問第9号、宜野湾都市計画排水路決定について。

質問第10号、宜野湾都市計画中央卸売市場決定について。

質問第11号、宜野湾都市計画埋立区域決定について。

質問第12号、宜野湾都市計画土地区画整理事業区域決定について。

以上の12号の質問案件は関連致しますので、一括上程致します。

本案件は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、質疑を願います。

16番～本質問案件については、充分質疑もつくされたと思いますので、質疑打切の動議を提出致します。

（賛成と呼ぶものあり）

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。動議の通り質疑を打切ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、質問第1号から質問第10号までの質疑を打切ることに致します。

議長～本質問案件（質問第1号より質問第10号まで）に対する討論を求めます。

5番～本質問案件は（質問第1号より質問第10号まで）全部重要な案件であり、調査にも相当な期間を要するのであります。何しろ審議期間がこうそくされますので、自信ある答申をするまでの資料も持ち合していません。それ当局の出された案を一応妥当の案として、質問案通り可とする答申をすることに賛成致します。

議長～外に変つた意見ございませんか。なければ討論を打切りたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では諮問第1号、宣野湾都市計画街路決定についてを表決に付します。
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものとして、諮問第1号、宣野湾都市計画街路決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第2号、宣野湾都市計画市街地計画区域決定についてを表決に付します。
諮問案通り答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第2号、宣野湾都市計画市街地計画区域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第3号、宣野湾都市計画用途地域決定についてを表決に付します。
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第3号、宣野湾都市計画用途地域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第4号、宣野湾都市計画交通広場決定についてを表決に付します。
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第4号、宣野湾都市計画交通広場決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議 長～諮問第5号、宣野湾都市計画停留所決定についてを表決に付します。
諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第5号、宣野湾都市計画停留所決定について、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第6号、宣野湾都市計画自動車駐車場決定についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第6号、宣野湾都市計画自動車駐車場決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第7号、宣野湾都市計画排水路決定についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第7号宣野湾都市計画排水路決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第8号、宣野湾都市計画中央卸売市場決定についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第8号、宣野湾都市計画中央卸売市場決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第9号、宣野湾都市計画埋立区域決定についてを表決に付します

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第9号、宣野湾都市計画埋立区域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～諮問第10号、宣野湾都市計画土地区画整理区域についてを表決に付します。

諮問案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、諮問第10号、宣野湾都市計画土地区画整理区域決定についてを、諮問案通り可として答申することに決定致します。

議長～暫休憩致します（午後零時7分）

議長～再開致します（午後2時20分）

議長～日程13。諮問第11号、宣野湾市行政区画設置規定の設定についてを議題と致します。
本諮問案件は質疑の段階において、継続審議になつておりましたので
引き続き質疑を願います。

議長～暫休憩致します。（午後2時23分）

議長～再開致します。（午後3時10分）

16番～動議を提出致します。本諮問案件については、今後の末端行政をスームスに運営するために提案されたと思いますが、特に本諮問案件については、部落的な諸問題もありますので、特別委員会を設置して、その委員会に付託して審議させたい。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました
お詫び致します。動議のとおり特別委員会を設置して、その審査を委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本諮問案件は特別委員会を設置して、審査されることに致します。

議長～特別委員会の名称並びに構成メンバーについて、お詫び致します。

16番～特別委員会の名称は行政区画設置特別委員会とし、委員の構成については、10名以内として、委員の選任は議長一任にしたい。
尚且審査の方法については、閉会中でも審査をして次の議会までに報告するようにしたい。

議長～只今の御意見のように、名称は行政区画設置特別委員会とし、構成メンバーは10名以内として、その選任は議長一任と。尚又審査の方法としては、閉会中も審査して次の議会までに報告するようにとのことであります。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。
では委員を指名致します。1番・天久 豪太郎・2番・比嘉 定亮・
3番・天久 盛雄・4番・安次富 盛信・5番・石川 真六・9番・
宗里 安明・10番・又吉 正弘・12番・大川 昇・14番・仲村
喜永・20番・仲村 盛光。以上10名を指名したいと思いますが、
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～暫休憩致します(午後3時20分)

議長～再開致します(午後3時25分)

議長～諮問第11号宜野湾市行政区画設置規程の設定についてを、只今指名致しました行政区画設置特別委員会に付託することに致します。
尚審査の方法と致しましては、閉会中も審査して次の議会までに報告するように致します。

議長～暫休憩致します(午後3時26分)

議長～再開致します(午後3時38分)

議長～只今配布致しました陳情書が参つておりますが、その処理方法についてお詫び致します。

4番～受理して議程に追加して審査すべきであると思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようありますので、受理して議程に追加することに致します。

議長～議程第14・陳情第2号、行政区画設置善処方についてを議題と致します。

議長～書記をして朗読せしめます。

議長～本陳情に対する質疑を求めます。

1番～本陳情案件の趣旨は行政区画設置変更の善処方であり、先に特別委員会に付託した諮問第11号とも関連致しますので、特別委員会に付託して、閉会中も審査して次の議会までに報告するよう。動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しましたお詫び致します。動議のとおり本陳情案件は行政区画設置特別委員会に付託して継続審査させることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、陳情第2号、行政区画設置善処方陳情については、特別委員会に付託して継続審査をさせることに決定致します

議長～暫休憩致します(午後3時45分)

議長～再開致します(午後4時)

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、時間延長をすることに決定致します。

議長～全員終了致しましたので、ここで以つて第7回宜野湾市議会定期会を閉会することに致します。
長期間にわたり、慎重なる御審議どうも御苦労様でした。

議長～閉会(5時37分)